

## 2-3 鉄筋継手使用基準

SG継手工法は、2007年版 建築物の構造関係技術基準解説書に基づく日本建築センターのA級評定を取得しているため表5の基準で使用できる。

- (1) 継手の使用の可否及び継手の有無による影響は、柱、はり、壁等の構造部材ごとに考える。
- (2) 継手の集中度による影響は、同じ目的のための鉄筋の断面積の50%以上を継ぐ全数継手と50%以下を継ぐ半数継手の場合に分けて考える。
- (3) ルート1、2-1、2-2、2-3の方法で計算する場合又は平13年国交告第1026号に沿う壁式構造の場合、使用してもよい継手種類、使用箇所及び集中度は表1による。ここで、ルート1の計算方法とは、建築基準法施工例第82条各号に基づき、許容応力度計算だけをするものであり、ルート2-1、2-2、2-3の計算方法は、それぞれ同施行令第2条の3及び第1791号第3の第一号から第三号までによる場合である。

表5 継手の使用と継手の可否(ルート1、2-1、2-2、2-3又は壁式構造に対して)

計算方法	使用箇所		全数	半数
ルート1 ルート2-1 ルート2-2 又は壁式構造	a.	・大ばりの中央域の主筋 ・小ばりの主筋及びスラブの引張り鉄筋	○	○
	b.	・柱と梁の材端域の主筋 ・壁ばりの主筋及び1階の耐力壁脚部の縦筋	○	○
	c.	・その他の鉄筋	○	○
ルート2-3	a.	・大ばりの中央域の主筋 ・小ばりの主筋及びスラブの引張り鉄筋	○	○
	b.	・柱とはりの材端域の主筋 ・壁ばりの主筋及び1階の耐力壁脚部の縦筋	×	○
	c.	・その他の鉄筋	○	○

(注) 表中全と半は、それぞれ全数継手と半数継手を示し、○と×はそれぞれ使用の可否を示す。また、△は剛性又は強度が足りない分、鉄筋を増やすことにより使用する場合(鉄筋量を多くすれば当該継手を使用してもよい)

- (4) ルート3の方法で計算する場合、使用してもよい継手種類、使用箇所、部材種別及び集中度は表6による。なお、ルート3の計算方法とは、令82条の4及び昭55告示1792号による場合である。

表6 継手の種類と使用の可否（ルート3の方法に対して）

計算方法	使用箇所		部材種別	全	半
ルート3	a.	・大ばりの中央域の主筋 ・小ばりの主筋及びスラブの引張り鉄筋		○	○
	b.	・耐震設計上、降伏ヒンジが形成される材端域の主筋及び1階の耐力壁脚部の鉄筋	FA FB FC FD WA、WB WC、WD	↓ ↓ ○ ○ ○ ○	↓ ○ ○ ○ ○ ○
	c.	・上記以外の材端域の主筋	FA FB FC FD WA、WB WC、WD	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○
	d.	・その他の鉄筋	FA FB FC FD WA、WB WC、WD	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○

（注）表中全と半は、それぞれ全数継手と半数継手を示し、○と×はそれぞれ使用の可否を示す。また、△は剛性又は強度が足りない分、鉄筋を増やすことにより使用する場合（鉄筋量を多くすれば当該継手を使用してもよい）であり、↓は、○印のついている下位の部材種別と仮称して計算してある場合には、当該継手を使用してもよいことを示す。部材種別記号、FA、FB、・・・、WDは昭55建告第1792号第4に関する通達（昭和56年建設省住指発96号）に示されている部材種別の記号である。

- (5) 鉄骨鉄筋コンクリートの部材では、鉄筋を全数継手する場合でも、表5及び表6を用いるときは半数継手と見なす。
- (6) 継手の特定検長が部材成より長い場合には、SA級継手は原則としてA級継手と見なす。
- (7) 継手部分でも、原則として日本建築学会「建築工事標準仕様書JASS5鉄筋コンクリート工事」の規定の鉄筋のあきとかぶり厚さを確保する。